

橋本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成17年度の人件費率
18年度	人 69,374	千円 23,621,935	千円 72,642	千円 5,852,097	% 24.8	% 23.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

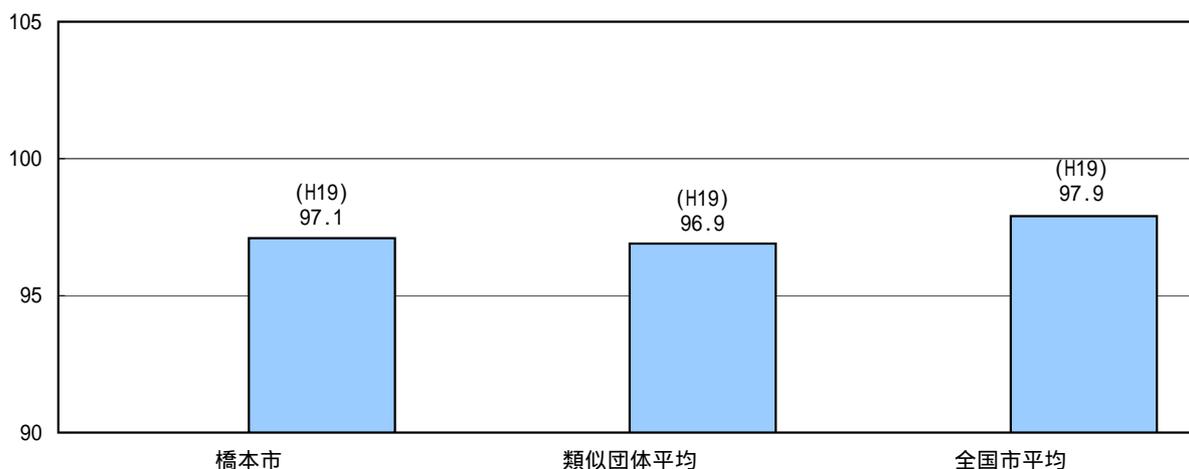
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 627	千円 2,573,352	千円 559,503	千円 1,125,525	千円 4,258,380	千円 6,792	千円 6,333

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- 1 平成18年度は、職員給料の3%を減額しています。
2 平成18年3月1日に「旧橋本市」と「旧高野口町」とが合併し、「橋本市」となったため、平成17年度以前の数値等は、一部省略しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数 **100.0**

(平成18年4月1日現在)

(注) H18.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	45.9 歳	361,440 円	458,761 円	396,046 円
和歌山県	43.0 歳	348,014 円	416,693 円	383,805 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.8 歳	343,951 円	408,150 円	376,934 円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
橋本市	43.2 歳	92 人	328,089 円	380,698 円	349,350 円				
うち 清掃職員	42.6 歳	30 人	336,124 円	411,121 円	364,771 円	廃棄物処理従業員	43.3 歳	299,800 円	1.37
うち 調理員	42.5 歳	32 人	311,034 円	347,828 円	325,682 円	調理師	44.5 歳	250,300 円	1.39
うち 学校給食員	34.1 歳	5 人	261,434 円	299,231 円	285,876 円		歳	円	
うち 用務員	45.9 歳	18 人	339,144 円	358,953 円	353,642 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.58
うち 自動車運転手	38.4 歳	1 人	円	円	円	自家用自動車運転手	53.4 歳	281,000 円	
うち 電話交換手	44.4 歳	2 人	円	円	円		歳	円	
うち 施設等管理職員	42.6 歳	9 人	336,956 円	427,807 円	370,134 円		歳	円	
和歌山県	48.7 歳	421 人	347,765 円	388,331 円	372,219 円				
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円				
類似団体	48.0 歳	63 人	313,225 円	346,246 円	330,862 円				

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
橋本市			
うち 清掃職員	6,605,218 円	4,192,600 円	1.58
うち 調理員	5,733,974 円	3,413,600 円	1.68
うち 学校給食員	4,887,754 円	円	
うち 用務員	5,980,864 円	3,284,300 円	1.82
うち 自動車運転手	円	円	
うち 電話交換手	円	円	
うち 施設等管理職員	6,740,632 円	円	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の3ヶ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

個人情報保護の観点から、職員数が1人及び2人の項目は省略しています。

小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	43.2 歳	339,600 円	361,844 円
和歌山県	47.0 歳	411,147 円	465,324 円
類似団体	44.4 歳	348,004 円	372,712 円

消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	41.3 歳	328,500 円	392,455 円
和歌山県			
国			
類似団体	41.2 歳	326,531 円	398,650 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	165,094 円	175,032 円	種 179,200 円
				種 170,200 円
	高 校 卒	134,248 円	137,016 円	種 138,400 円
技能労務職	高 校 卒	134,248 円	132,660 円	
	中 学 卒		119,592 円	
教 育 職	大 学 卒	165,094 円	195,426 円	
	高 校 卒		145,530 円	
消 防 職	大 学 卒	171,496 円		
	高 校 卒	138,516 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

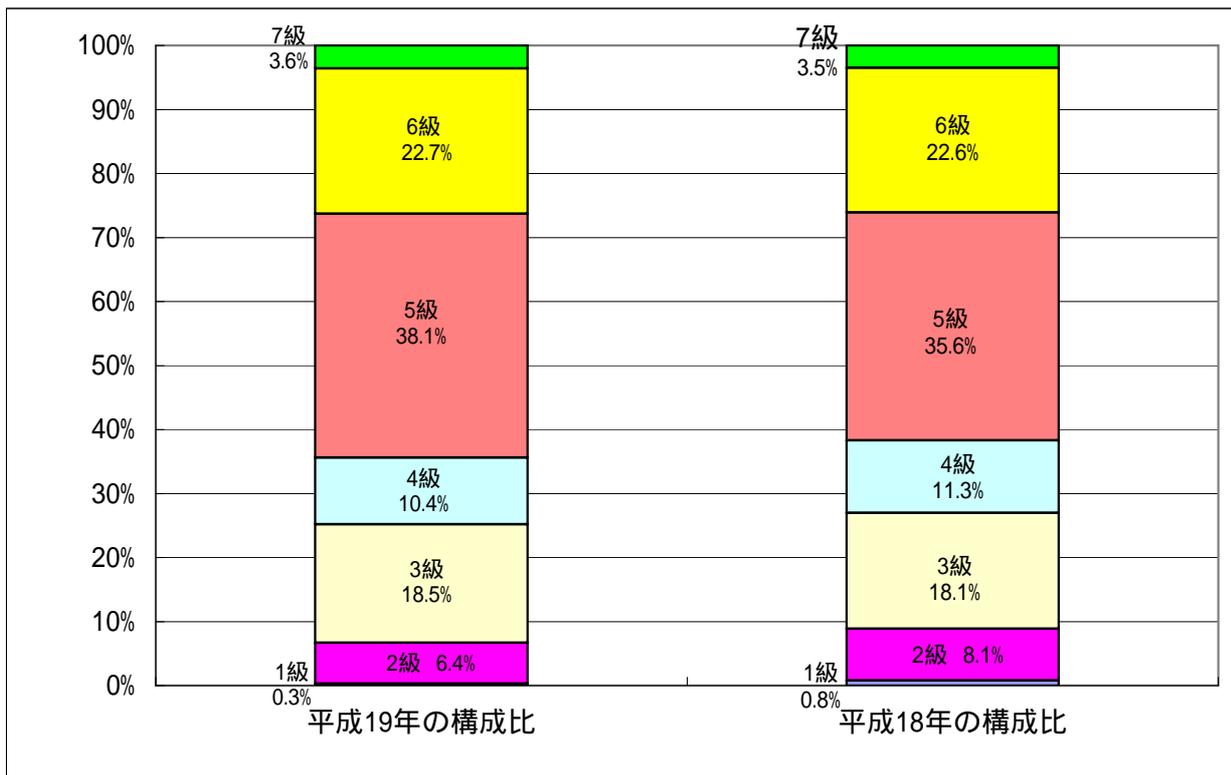
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	245,022 円	295,171 円	347,066 円
	高 校 卒	198,850 円	245,022 円	295,171 円
技能労務職	高 校 卒	198,850 円	245,022 円	295,171 円
	中 学 卒			
教 育 職	大 学 卒	245,022 円	295,171 円	347,066 円
	高 校 卒			
消 防 職	大 学 卒	252,685 円	303,222 円	354,147 円
	高 校 卒	206,222 円	252,685 円	303,222 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	1人	0.3%
2級	副主査	23人	6.4%
3級	主査	66人	18.5%
4級	係長	37人	10.4%
5級	課長補佐	136人	38.1%
6級	課長	81人	22.7%
7級	部長	13人	3.6%

- (注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人材育成を目的とした評価制度の構築中であり、昇給への勤務成績の反映は制度確立後、導入について検討する予定です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

橋本市	和歌山県	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,831 千円	1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,939 千円	
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、人材育成を目的とした評価制度の構築中であり、平成21年度から管理職を対象として導入し、評価結果を反映する予定です。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

橋本市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額	762 千円	25,141 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		89,984 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		138,224 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
橋本市	2 %	651 人	2 %

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
橋本市	未定	3 %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとなっています。

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		12,607	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		84,046	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		23.4	%
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務に専ら従事する職員	市税事務	賦課業務 月額 2,000円 徴収業務 月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカーの業務	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1件 2,000円
工事現場監督手当	工事現場の監督業務に従事する技術職員等	工事現場の監督業務	月額 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物（犬、猫等）死体の処理をした職員	道路上における動物（犬、猫等）死体の処理業務	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	1回につき 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	1回につき 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救急救命士の業務	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	180,997	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	341	千円
支給実績（平成17年度決算）	221,306	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）		千円

(6) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円（配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		89,196 千円	226,962 円

住居手当	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限り）家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円を支給、以後支給なし	同じ		19,211 千円	64,683 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 ただし、自動車を使用することを常例とする職員で、勤務場所の周辺において駐車場を借り受け、賃借料を負担している場合は、その実費額（限度額6,000円）を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額（原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額）に応じ55,000円を限度として支給 平成20年1月1日から駐車場に係る加算を廃止	異なる 平成20年1月1日現在 同じ	交通用具利用の場合 24,500円を限度として支給	55,349 千円	94,131 円
管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額 の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		69,030 千円	570,494 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		3,580 千円	89,501 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円（年末年始（12月29日～翌年1月3日）に勤務した場合は3,000円を加算した額）を支給	異なる	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円	1,044 千円	4,350 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	520,650 円 (801,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,089,000 円 / 616,000 円	
	副 市 長	628,140 円 (722,000 円)	895,000 円 / 550,800 円	
報 酬	議 長	520,000 円 (円)	690,000 円 / 269,000 円	
	副 議 長	470,000 円 (円)	620,000 円 / 228,000 円	
	議 員	440,000 円 (円)	560,000 円 / 213,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(平成18年度支給割合) 4.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成18年度支給割合) 4.40 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	801,000円 × 在職月数 × 44/100	16,917,120円	任期毎
		722,000円 × 在職月数 × 30/100	10,396,800円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 平成19年5月以降は市長760,950円(801,000円)、副市長700,340円(722,000円)となります。

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

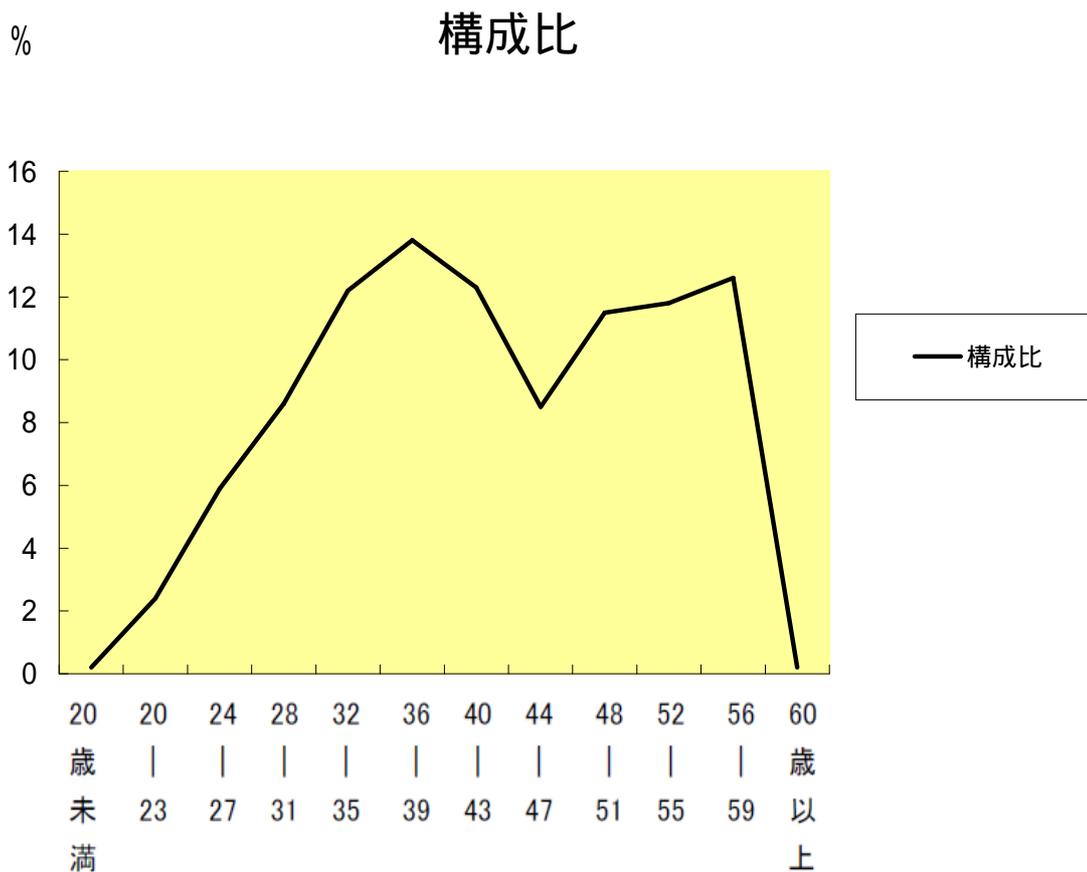
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議 会	5	7	-2	議員定数減による
	総 務	101	107	-6	出張所業務の縮小による
	税 務	32	30	2	市税滞納整理の強化による
	民 生	147	146	1	業務量の増加による
	衛 生	72	71	1	業務量の増加による
	労 働	-	-		
	農林水産	30	31	-1	退職者不補充による
	商 工	11	10	1	業務量の増加による
	土 木	65	69	-4	退職者不補充による
	計	463	471	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.74 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.85 人)
	教育部門	92	97	-5	
	消防部門	56	56		
	小 計	611	624	-13	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.04 人)
公営企業等会計部門	病 院	255	236	19	医療体制強化のためスタッフの増員による
	水 道	27	28	-1	退職者不補充による
	下 水 道	21	22	-1	退職者不補充による
	そ の 他	17	22	-5	退職者不補充による
	小 計	320	308	12	
合 計		931	932	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.2 人
		[1,081]	[1,019]	[62]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	22人	55人	80人	114人	128人	114人	79人	107人	110人	117人	2人	930人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
934人	920人	-14人	-1.5%

(参考)橋本市定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	-59

(注) 数値目標は、市民病院を除く人数です。

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分 部 門		平成17年	平成18年	H19年		平成18年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目		計	数値目標
一般行政	職員数	483	471	463			434
	増減		-12	-8		-20 (40.8%)	-49
教 育	職員数	97	97	92			89
	増減		0	-5		-5 (62.5%)	-8
消 防	職員数	56	56	56			56
	増減		0	0		0 (100%)	0
公 営 企 業 等 会 計	職員数	298	308	320			341
	増減		10	12		22 (51.2%)	43
計	職員数	934	932	931			920
	増減		-2	-1		-3 (21.4%)	-14

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
18年度	千円 1,397,380	千円 37,017	千円 202,036	% 14.5	%

区分	職員数 A	与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 25	千円 109,927	千円 21,304	千円 48,641	千円 179,872	千円 7,193

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	47.6 歳	403,115 円	599,573 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,946 千円		1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,916 千円	
(平成18年度支給割合)		(平成18年度支給割合)	
期末手当 3.00 月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	期末手当 3.00 月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

水道事業			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額		千円 千円	1人当たり平均支給額		千円 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		3,657 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		146,301 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
橋本市	2 %	25 人	2 %

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
橋本市	未定	未定

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		506 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		26,632 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		76.0 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
業務手当	徴収等の現金取扱いをする職員	徴収等の現金取扱業務	月額 2,000円
工務業務手当	水道工務課に勤務する技術職員	工事現場の監督業務	月額 2,000円
浄水場手当	浄水場に勤務する職員	浄水場の業務	月額 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	5,126 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	270 千円
支給実績（平成17年度決算）	5,093 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 は各6,500円（配偶者 がない場合は、そのう ち1人は11,000円） 満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 子1人につき5,000円を 加算	同じ		5,195 千円	305,588 円
住居手当	借家の場合（家賃が 12,000円を超える場合 に限る）家賃の額に 応じて27,000円を限度 として支給 持家の場合 新築又は 購入の日から5年間は 2,500円を支給、以後 支給なし	同じ		766 千円	40,316 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道 2 km以 上の場合において、そ の距離に応じ2,000円 から24,500円までの額 を支給 ただし、自動車を使用 することを常例とする 職員で、勤務場所の周 辺において駐車場を借 り受け、賃借料を負担 している場合は、その 実費額（限度額6,000 円）を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額 （原則として6ヵ月定 期券の額を6で除した 額）に応じ55,000円を 限度として支給 平成20年1月1日から 駐車場に係る加算を廃 止	同じ		2,059 千円	93,591 円
管理職手当	その職務の級における 最高の号給の給料月額 の100分の25を超えな い範囲内で支給	同じ		3,396 千円	679,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給され ることとなる職員が、 週休日等に臨時又は緊 急の必要により勤務し た場合、当該勤務時間 が6時間を超えること となる勤務1回につき 12,000円を超えない範 囲内で支給	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日の午 前5時までの間に勤務 した場合、勤務1時間 あたりの給与額の100 分の25に相当する額に 当該勤務時間数を乗じ て得た額を支給	同じ		— 千円	— 円

<p>単身赴任手当</p>	<p>公署を異にする異動又は 在勤する公署の移転に伴い 転居し、やむを得ない事情により 同居していた配偶者と別居し、 単身で生活することを常況とし、 距離制限を満たす職員に支給</p>	<p>同じ</p>		<p>— 千円</p>	<p>— 円</p>
<p>宿日直手当</p>	<p>宿日直勤務をした場合 1回につき4,200円 (年末年始(12月29日~翌年1月3日) に勤務した場合は3,000円を加算した額) を支給</p>	<p>同じ</p>		<p>— 千円</p>	<p>— 円</p>

(2) 病院事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成17年度の総費用に 占める職員給与費比率
18年度	千円 5,734,942	千円 1,145,740	千円 2,557,599	% 44.6	% 45.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 250	千円 1,047,464	千円 837,510	千円 415,898	千円 1,884,974	千円 7,540

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,984

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	40.3 歳	333,940 円	501,826 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,659 千円				1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,916 千円			
(平成18年度支給割合)				(平成18年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.00 月分		1.45 月分		3.00 月分		1.45 月分	
(1.60)月分		(0.75)月分		(1.60)月分		(0.75)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

病院事業				一般行政職			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%）			
1人当たり平均支給額		935 千円	18,712 千円	1人当たり平均支給額		千円	千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）			57,806 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			230,303 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
橋本市（医師・歯科医師以外）	2 %	214 人	2 %
橋本市（医師・歯科医師）	15 %	37 人	2 %

医師・歯科医師の率は、平成19年9月1日から12%となっています。

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
橋本市（医師・歯科医師以外）	未定	未定
橋本市（医師・歯科医師）	未定	未定

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		93,338 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		414,836 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）		89.6 %	
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師、歯科医師手当	医師、歯科医師	医師、歯科医師の業務	月額 医師、歯科医師免許取得後 3年以上5年未満 50,000円 5年以上10年未満 70,000円 10年以上15年未満 100,000円 15年以上20年未満 120,000円 20年以上 150,000円
看護師手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の業務	月額 3,800円
放射線技師手当	放射線技師	診療放射線技師の業務	月額 7,000円
臨床検査技師手当	臨床検査技師	臨床検査技師の業務	月額 4,500円
薬剤師手当	薬剤師	薬剤師の業務	月額 2,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の夜間業務	1回につき 1,800円

院内待機手当	看護師、准看護師	看護師、准看護師の院内における待機業務	1回につき 3,000円
夜間救急医療呼出手当	医師を除く職員	夜間において救急医療のため呼出を受けたとき	1回につき 2,000円
病院群輪番制待機手当	医師、看護師	病院群輪番制による待機業務	1回につき 土曜日の昼間 3,000円 土曜日の夜間、日曜日及び 休日の昼夜 6,000円
院外待機手当	医師	院外における待機業務	1回につき 土曜日・日曜日・休日の昼 夜、平日の夜間 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成18年度決算）	150,054 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	599 千円
支給実績（平成17年度決算）	121,070 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	536 千円

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は各6,500円（配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		20,943 千円	188,676 円
住居手当	借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限り）家賃の額に応じて27,000円（医師・歯科医師については50,000円）を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円を支給、以後支給なし	同じ		17,671 千円	200,806 円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 ただし、自動車を使用することを常例とする職員で、勤務場所の周辺において駐車場を借り受け、賃借料を負担している場合は、その実費額（限度額6,000円）を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額（原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額）に応じ55,000円を限度として支給 平成20年1月1日から駐車場に係る加算を廃止	同じ		31,798 千円	126,681 円

管理職手当	その職務の級における最高の号給の給料月額 の100分の25を超えない 範囲内で支給	同じ		15,204 千円	724,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される こととなる職員が、 週休日等に臨時又は緊急 の必要により勤務した 場合、当該勤務時間が 6時間を超えること となる勤務1回につき 12,000円を超えない 範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日の 午前5時までの間に 勤務した場合、勤務 1時間あたりの給与 額の100分の25に 相当する額に当該 勤務時間数を乗じて 得た額を支給	同じ		39,779 千円	270,605 円
単身赴任手当	公署を異にする異動 又は在勤する公署の 移転に伴い転居し、 やむを得ない事情 により同居していた 配偶者と別居し、 単身で生活すること を常況とし、距離 制限を満たす職員 に支給	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務をした場合 医師 1回につき 20,000円、医師以外 の医療従事職員 1 回につき7,200円、 看護部管理当直職員 1回につき5,900 円、その他の職員 1回につき4,200 円 日直勤務をした場合 医師 1回につき 20,000円、医師以外 の医療従事職員 1 回につき7,200円 看護部管理当直職員 1回につき5,900 円 その他の職員 1回 につき4,200円 ただし、年末年始 (12月29日～翌年 1月3日)に勤務 した場合は3,000 円を加算した額	異なる	1回につき 4,200円 (年末年始 (12月29日 ～翌年1月3 日)に勤務 した場合は 3,000円を 加算した 額)を支給	37,580 千円	536,857 円
研究手当	給料の支給を受ける 医師、歯科医師 に対し支給 医師、歯科医師 免許を取得した日 から起算した期間 に応じ、それぞれ 次の金額を支給 10年未満 40,000 円、10年以上15 年未満 60,000 円、15年以上 80,000円 ただし、認定医の 資格有する者に あっては、上記 金額に20,000 円を加算した額	異なる	制度なし	35,900 千円	970,270 円